

# 全労済協会だより

vol.32

## CONTENTS

■ 「希望のもてる社会づくり研究会」報告（第9回）	1
2008年11月からスタートした「希望のもてる社会づくり研究会」（第9回）の概要をご紹介します。今回は研究会委員 広田照幸氏（日本大学教授）から「教育改革の構図と今後の諸構想」の報告を受けて討議を進めました。	
■ 2009年秋期退職準備教育研修会 (インストラクター養成講座) 開催のお知らせ	6
■ コラム「暮らしの中の社会・労働保険④」	7
国民年金（老齢基礎年金以外の保障）について	
■ 研究員の書棚から	8
『生涯現役社会のつくり方』（横石知二著 ソフトバンク新書）	
■ 全労済協会からのお知らせ	8
●当面のスケジュール	

## 「希望のもてる社会づくり研究会」報告（第9回）

全労済協会が実施している「希望のもてる社会づくり研究会」の第9回研究会を7月14日（火）に開催しました。その概要をご紹介します。今回は研究会委員の広田照幸氏（日本大学文理学部教授）から、「教育改革の構図と今後の諸構想」についての報告があり、その報告に基づいて、各委員との間で質疑応答が行われました。

### ▶ 第9回研究会（2009年7月14日開催）

（主な議題）●委員報告「教育改革の構図と今後の諸構想」 広田照幸委員

#### 【広田照幸氏のプロフィール】

▶日本大学文理学部教授。教育学博士。専門は教育社会学、教育史、社会史。

1959年生まれ。東京大学大学院教育学研究科博士課程修了後、南山大学講師・助教授、東京大学助教授・教授を経て、現職。主な著書は『陸軍将校の教育社会史：立身出世と天皇制』（世織書房、1997年）、『日本人のしつけは衰退したか—「教育する家族」のゆくえ』（講談社現代新書、1999年）、『教育言説の歴史社会学』（名古屋大学出版会、2000年）、『教育には何ができるか—教育神話の解体と再生の試み』（春秋社、2003年）、『「愛国心」のゆくえ—教育基本法改正という問題』（世織書房、2005年）などがある。また、最近の著書は、『格差・秩序不安と教育』（世織書房、2009年7月）、『教育学 ヒューマニティーズ』（岩波書店、2009年7月）。

#### 広田委員報告の概要

##### 1.はじめに

- 「希望のもてる社会づくり」のために、教育が新しい社会づくりにどうかかわるのかというのはなかなか難し

い問い合わせである。教育の特殊な位置がある。どのような社会がつくられるのかが明確であればそれに適合する教育を論じることができるが、社会モデルが複数存

在すると、るべき教育の方向も複数出てくるのである。

- 教育改革ではいろいろな構想がせめぎ合っているため、教育システムの未来構想を1つに決めることはなかなか難しいという前提で述べる。

## 2. 教育の社会的機能

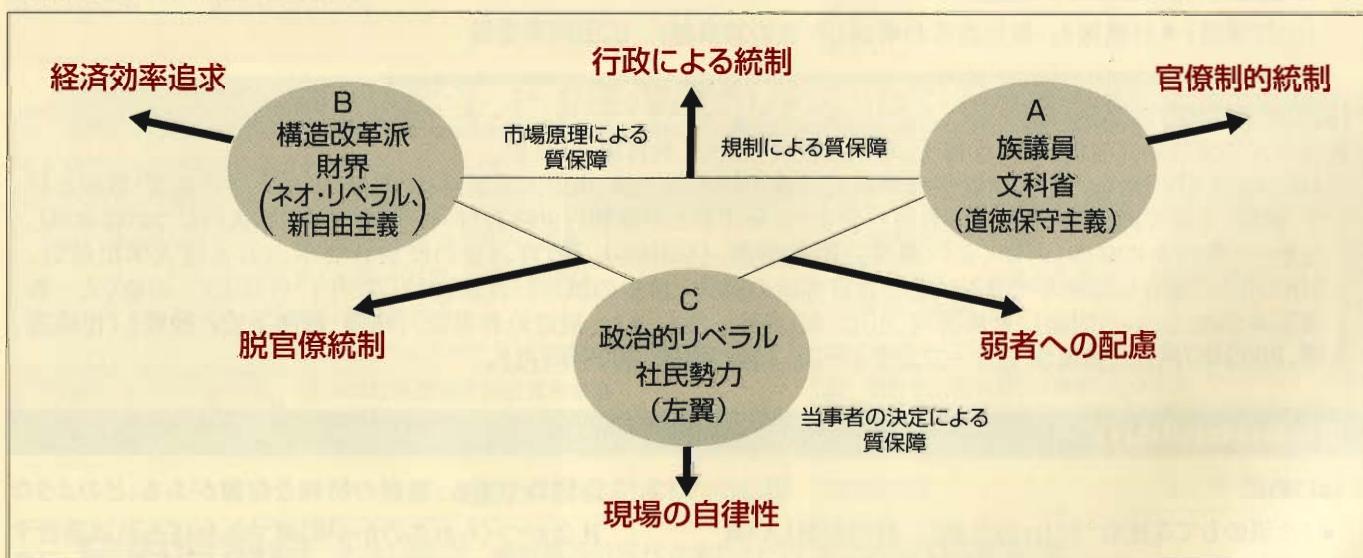
### (1) 社会化機能

- 教育の主要な機能は、社会化と選抜・配分機能である。社会化には、知識伝達と価値形成の2側面がある。教育が何を教えるべきかをめぐって、認知的な面と価値的な面の2つの側面からいろいろな論点がある。
- 知識伝達の面からは、誰もが共通に学ぶべきものは何をどこまで学ぶべきか、特定の子どもたちにいつどのような知識を教えていいのか、早くから特別な知識を教える学校を設置することがよいのか、基本的な教科はどこまで教えるのか、ある時期から特化して職業的な知識を教える方がよいのか、などいろいろな論点がある。
- また、価値形成の面からは、皆が共通に学ぶべきものと特定の対象に学ばせるべきものの区別があり、また、内容的にも市民道徳、科学的見方、ナショナリズム、人権などの様々な意見がある。未来構想は、複数の目標や内容の中からの選択と関わっている。

### (2) 選抜・配分機能

- 教育のもう一つの機能は、人を選抜・配分し、教育機会がその後の人生のチャンスを左右するという面である。初等教育でチャンスを失ってしまう社会では問題があるが、皆が同じチャンスを手に入れるには、どの段階まで同じ内容の教育を受けさせれば公正なのかは、見方が分かれている。このライフチャンスに関する教育の選抜・配分機能の側面では、機会の開放、

〈図1〉現在の教育構造の三極構造



(広田氏報告資料より)

## (2)臨時教育審議会の時期

- 中曾根政権での臨時教育審議会の時期は、「新自由主義」(B)が現れて、「族議員・文部省」(A)と闘った時期である。機会の平等を重視したそれまでの枠組みに対して、教育の自由化を求める議論が挑戦し、その後の対立の構図が作られた。

## (3)文部省主導の上からのマイルドな規制緩和

- 1990年代に入ると、臨時教育審議会の答申をもとに、教育分野でもマイルドな規制緩和が進んだ。今まで文部省が規制してきた大枠は維持して、答申の中で実行可能なものとして、学校選択制の導入や大学設置基準の大綱化など、部分的な多様化や弾力化が進められた。左派(C)の対応は分裂した。市民派と平等重視派とで、規制緩和に対する評価が異なっていたのである。前者は規制緩和を歓迎し、後者は警戒・批判した。

## (4)教育改革国民会議の時期

- 2000年には教育改革国民会議が創設され、「族議員・文部省」(A)と「新自由主義」(B)とが一緒になって教育のデザインをした。Aグループは、奉仕活動の義務化、教育現場の改正、教育基本法の改正、という思想があった。一方Bグループは、競争と評価による改革を路線として打ち出して、市場原理による学校評価・教員評価を提案した。

## (5)小泉改革期

- 小泉政権のときに、教育改革国民会議の「族議員・文部省」(A)と「新自由主義」(B)の2つのグループはそれぞれ分流して改革を推進した。Aグループは、党主導で道徳保守主義的な改革、特に教育基本法改正を進め、Bグループは、官邸主導で学校評価の義務化、教員評価の導入、株式会社立学校の参入といった市場的な学校改革を推進した。Bグループの動きに対して、平等な教育のチャンスが奪われることを警戒して、「族議員・文部省」(A)が抵抗する、という対立構図になった。

## (6)安倍政権期

- 安倍政権になると教育再生会議が創設され、「族議員・文部省」(A)と「新自由主義」(B)とが一緒の場で、教育改革が議論された。道徳教育を推進する勢力と、パウチャー制を推進する勢力との間で主導権争いが繰り広げられた。特に、パウチャー制を導入して学校選択により学校の淘汰を進める案もあったが、文部省がネオ・リベラルな改革論をある程度押さえ込んで教育再生会議は終了した。

## (7)福田・麻生政権期

- 次の福田政権や麻生政権の時期になると、改革の方

向がうち出されない「ビジョンなき状態」である。構造改革派(B)の退潮により、改革論自体がトーンダウンして影響力を失たなくなった。一方、保守派(A)も、教育基本法の改正などが実現したため、改革は一段落した状態である。外部からの改革圧力が弱まる中、文部省は小泉・安倍政権に出された答申の路線でとりあえず進めようとしている。

## 5.今後の対立構図

### (1)教育ビジョンと社会ビジョン

- 今後の対立構図は、各々異なる社会ビジョンを描いているA、B、Cの3つのグループが動いていくことになると思う。
- 「族議員・文部省」(A)グループは、従来の日本型社会・教育の仕組みをそれなりに評価して、官僚が教育システムの質を維持・管理すべきだと考えている。中央官庁が権限と財政を握って、地方をコントロールする仕組みは、官僚統制の側面があるが、地域間の不平等の発生を抑制する側面もある。義務教育の機会均等のために公教育は中央で全体のバランスを考えて統制すべきだという発想が今でも根強く、2007年の法律改正では、文部省に教育委員会を指導・助言する権限が付加された。
- 「新自由主義」(B)グループは、米英のような新自由主義的な社会・教育の仕組みを標榜し、競争と評価で効率的なシステムをつくりたいと考えている。細かな統制は撤廃して厳しい市場原理を入れて、学校間・教員間による競争で教育の質を保障しようという考え方である。
- 「左翼」(C)グループは、かつて社会主義勢力だったが、現在は政治的なりベラル(市民政治志向)と社会民主主義的な勢力(福祉国家志向)が雑多に集まっている状況である。総体では、北欧型やオランダ型などから様々なビジョンを摂取して、米英型や従来の日本型とも異なる、平等で多元主義的な社会を目指している。この勢力は、当事者の決定により教育の質を保障する教育モデルを構想しているが、「誰が教育の当事者となって、子どもにとって何が必要かを判断するのか」をめぐって対立がある。1つは専門性を発揮できる教員が判断するという考え方であり、もう1つは親や地域など教育サービスを受ける側が学校教育に参画・合議して決めていくという考え方である。
- これまでに、A・B・Cの3グループの間で主導権争いが繰り広げられた。例えば、「経済効率追求」と「弱者への配慮」という対抗軸では、小泉政権の三位一体改革議論の中での義務教育費国庫負担廃止の問題

がある。このとき、族議員と日教組は、地方にお金を渡すと教育に予算が回らなくなり、特に経済的基盤が弱い地方では義務教育が成り立たなくなるという弱者への配慮の点から反対した。

- また、「官僚制的統制」と「脱官僚統制」の対立では、地方分権化に対して文科省がかなり抵抗する。文科省は、教育の権限を地方行政に下ろすと、地方の政治的な思惑や対立の中に教育が巻き込まれることをおそれて、教育行政は一般行政からできる限り独立性を保ち、重要な部分は握っておきたいと考えている。それに対して、構造改革派は小さな政府を目指すために分権を主張し、また左翼勢力は地方での草の根民主主義の実現を目指すために分権を主張する。

## (2)各教育ビジョンの特徴

### ①3勢力それぞれに強硬派と柔軟派が存在

- 政治的リベラル勢力にも社民主主義勢力にもそれぞれ、文科省と提携を模索する人々や、文科省と対決する人々がいる。社民主主義の強硬派には、文科省と構造改革派が結託しているように見え、構造改革派の強硬派には、文科省と日教組が結託して抵抗しているように見える。また、ウルトラ保守の勢力は、社会連帯を切斷しようとするネオ・リベラル派と、社会のつながりを切斷してきた戦後の左翼とが、伝統を破壊する仲間だと捉えている。一方、現実的な人々は、自分たちに考えが近い勢力と共闘することがある。

### ②イデオロギー

- イデオロギー的には道徳保守の立場をとり、制度改革では新自由主義の立場をとるという使い分けをする人たちもいる。実際に制度改革をしようとするときに、とりあえず道徳的保守主義と市場改革論の両方を入れて接合を試みようということである。

### ③リベラル・社民の困難

- リベラル・社民グループの内部には、「従来の日本のシステムは早く解体すべきだ」と主張する構造改革派に近いリベラルと、「機会の均等が大事だ」と主張する文科省に近いリベラルとがいて、路線の違いが生じている。同様に、学校選択をめぐって、公教育の活性化のため賛成する立場と、競争状態が生まれるから反対する立場とで論争が起きている。つまり、左派(C)は、二つの保守(AとB)への距離の取り方で、引き裂かれた状態にある。
- また、「誰が教育の当事者となって質保障をするか」という問題でも左派内部に対立がある。文科省のコントロール(A)や市場原理(B)によらず、なんらかの質保障のしくみが必要だが、左派内部では、教員の専門

性に基づく学校の自立性を重視する立場と、親や地域による参加民主主義に委ねる立場とが、原理的に対立している。

## (3)リベラル・社民の可能性

- 山口二郎北海道大学教授は、国民の多くは「大きな政府」を望んでいると主張する。利益誘導型政治をやめるとすると、普遍主義的な原理での機会の配分が必要となるため、ライフチャンスを左右する「教育」に平等な機会確保を求めたり、普遍的な参加機会の保障が求められたりすることになる(ただし前述したように二つは対立する)。財政削減路線も陰りが生じつつあり、「教育にお金を」という方向になれば事態は大きく変化する。90年代以来の二つの保守の対立ではない、第三極(リベラル・社民)による教育システムのデザインが必要になっていると思う。批判ではなく設計が必要な時代だ。

## 6.新たな時代の長期的な教育課題

### (1)多様な教育問題群

- 教育の2つの機能に沿った問題、教育が何を教えるべきかという「社会化問題」と、教育が人を選抜・配分し、教育機会がその後の人生のチャンスにかかわるという「配分問題」の観点から、日本社会が「個人化」ないし「グローバル化」へ進んで行く過程で多様な教育問題が生じることになるだろう。これらの教育問題に対して、A、B、Cの各グループは、それぞれ異なる対応策を提示することになる。どういうイデオロギー的立場であれ、共通に取り組むことになる今後の社会化問題、配分問題は次の通り。

〈図2〉現代における教育問題の構図

	社会化問題	配分問題
個人化	<ul style="list-style-type: none"><li>制度につなぎとまらない個人</li><li>制度の正統性への懐疑</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>タテの多様性(格差問題)</li><li>ヨコの多様性(制度の自由度)</li></ul>
グローバル化	<ul style="list-style-type: none"><li>文化の多様性</li><li>国民国家の相対化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>マイノリティの機会や権利</li><li>国際間の経済競争／再配分</li></ul>

(広田氏報告資料より)

### ①社会化問題

- 個人化における社会化問題では、青少年の凶悪事件が起きるたびに言われることがだが、「制度につなぎとまらない個人」をどうするかという秩序問題が出てくる。その一方で、学校や教員に対する信頼感が失われ、制度としての教育、学校がうまく成り立たなくなってきた。制度の正統性自体が懷疑される時代になっており、これはさらに進むだろう。

- ・グローバル化のレベルでの社会化問題では、今後文化の多様性について考える必要がある。現在在日外国人が約200万人、日本語を使えない子どもが約2万4,000人いる状況であり、従来の国民国家を前提にした公教育ではなく、多様性を担保するような公教育が必要である。また、国民国家を相対化して、東アジアとどのように連携するのか、国際的な人権レジームについてどのように考えるか、などの問題もある。

#### ②配分問題

- ・個人化における配分問題では、戦後の教育システムは割合平等な教育機会を提供してきたと思うが、タテの多様性(格差)が進行して、各階層が選択する学校・コースが異なるということが起きる可能性がある。また、今後はヨコの多様性(制度の自由化)が求められる時代になるだろう。画一的ではない教育システムをつくるとなると、どこまでを自由にするのかを明らかにして、タテの多様性も起きないようにしなければならない。
- ・グローバル化のレベルでの配分問題では、マイノリティの進学や就労の機会や権利を公教育がどこまでどのように保障するのかという問題が生じる。また、グローバル経済化に対応して日本人が国際間競争に勝ち抜くための教育ビジョンも考えられるし、日本のみならず他国も恩恵に浴するような教育システムをつくるということも考えられる。
- ・こうした社会化・配分それぞれの問題に関して、A、B、Cは、異なる解を提示する。

#### (2)道徳主義的立場(A)からの解

- ・道徳保守主義の立場では、イデオロギーで社会の再統合を目指す。子どもたちを道徳教育や奉仕活動によって社会の中につなぎとめて、国際的な経済競争のための教育と道徳的社会化のための教育の両方を強化していくという流れである。中央が強い規制と資源の配分を行い、平等な社会で底が抜けないようにしながら、人間の内面もコントロールすることになるだろう。そこでは多元性が否定される方向になる。

#### (3)ネオ・リベラルの立場(B)からの解

- ・ネオ・リベラルな立場では、教育を通して米英のような自己決定・自己責任で行動できる強い個人から成る社会をつくることを目指す。片方ではグローバルに活躍できるエリートを養成し、もう片方では大衆を教育する、という二元的な教育システムがつくられるだろう。地方分権で地方に権力を与えつつも、市場と評価を活用して効率的資源配分を達成する。画一的教育に批判的であり多元性を称揚するが、タテの多様性(格差)を正当化するような教育システムになる。

#### (4)リベラル・社会民主主義的立場(C)からの解

- ①ナショナリズムではなくて制度的な手当てによる「社会の連帯」
- ・保育・教育・労働の機会、生活保障・社会保障などを制度的に作り、社会排除などがないような仕組みを社会システムに包摂し、その中に教育を入れるというものである。同時に、政治的な判断能力を持つ賢明な市民を形成する教育(「シチズンシップ教育」)を行う。ただ、これには合意と資源の調達に困難がある。
- ②非ナショナリストイックな平等主義と国際連帯
- ・20世紀にはなかったまったく新しい方向である。ただ、いかにして国民国家を越えた平等や連帯に対し教育が何ができるのかは、まだ十分ビジョンが描かれていない。

#### ③地方分権と学校・教員の自律性

- ・中央からの統制ではなく地方の裁量に任せて、学校選択制ではなく、学校や教員と地域・親・子どもの当事者間で決定をしていく。ただ、当事者決定には、教員と親・子どもが協力していくのか、誰が資源配分の基準や判断をするのか、という難題がある。また分権化による地域間格差の問題もクリアしなければいけない。

#### ④多元性の称揚

- ・多元性を称揚する教育システムを志向するが、いかにタテの多様性(格差)を発生させないようにするかという点で困難がある。例えば英国のイスラム教徒は、学校開設は許容されるが、社会に出ても英語が話せないため就ける職種が限られ、結果的に格差が大きくなるという問題に直面している。

#### 7.おわりに

- ・目指すべき社会像がより具体化すれば、目指すべき教育像もより鮮明になる。
- ・教育改革について、私のとりあえずの解答は以下の3点だ。

#### (1)規制と再分配による経済的格差の小さな社会

いくら学力水準の格差を縮めても教育だけでは格差は縮小しない。教育の外部の条件を整えることによって労働市場の格差を小さくできれば、学校教育における序列・格差が少々残っても、人生のライフチャンスが致命的に減ることにはならないだろう。

#### (2)経済的な有用性に配慮した教育

これまで教育学は、経済に教育が従属することを否定してきたが、発想を改め、いかに経済とリンクした教育を行いうかを考えるべきだ。普通学を重視して、ジェネリックスキル(=汎用可能な基礎力)を身につけさせた方がよいと私は考えている。

(3)社会へのコミットメントや市民的知識を与える教育  
中央集権的にすべて上から生活の仕方を決めてくれた時代はよいが、分権化されると自分たちでいろいろなこ

とを決めなければいけない。分権化した社会では賢明な意思決定をしないと地方政治が暴走してしまう可能性がある。市民形成の教育が求められている。

### 質疑応答（抜粋）

■Q. 提示されたA・B・Cグループの類型化モデルはわかりやすいが、何を基準にして分類しているのか。

■A. まず、1つの基準は、財政が教育をどのように保障していくのかということと、教育に規制や統制をどのようにかけていくのかという、中央政府が教育現場に対する介入の度合いと資源配分のシステムである。もう1つの基準は政治イデオロギーである。

■Q. 教育では格差は縮まらないとのことだが、教育メカニズムには、本人の能力や実力により社会的階層をシャッフルする機能があったように思う。今はその機能が薄れて格差をむしろ固定化しているのではないか。

■A. 日本の教育メカニズムには、もともと社会的階層をシャッフルする機能は限られていた。ただ、義務教育段階で提供される教育の質を全国で平等化することはやってきた。地域間の格差だけは弱くなっている。階層間格差は以前も今もあり続けている。下の階層が上の階層に追いつこうとすると、豊かな階層は自分の子どもに更によい教育を受けさせていくので、格差がなくなる状態は起きないだろう。教育メカニズムにより社会全体を底上げすることはできるが、どうしても格差はある程度残ってしまう。

■Q. 今の格差は許容できる範囲を超えてると思うが、どのようにしたら格差が縮小するとお考えか。教育では格差を是正できないというのであれば、やはり格差はこのまま仕方がないのか。

■A. 正社員の世界では、実は学歴格差はとても小さい。日本は、正規雇用者の生涯賃金を見ると、大卒と高卒と中卒で、だいたい13対10対9で、諸外国に比べて格差は小さい。しかし、正規雇用者と非正規雇用者との間では格差が大きく、特に学歴が低い層では非正規になりやすい。だから、格差是正の焦点は正規と非正規の間のギャップである。それを制度的にどう埋めていくのかが問題だ。正規雇用者と非正規雇用者との待遇の格差をもっと縮めていくことができれば、学力や学歴の格差が致命的にならないライフデザインができる。

■Q. 海外の学校と比較して、日本では役に立つ教育はされてこなかったのか。

■A. 日本では「学校で教えられていることは受験用で、役に立たない」と思われているが、実際には役に立っている。例えば、大学で、情報を集めて批判的に検討する技術などを学ぶことは社会の役に立つ。「学んでいることは役に立つ」という、教育内容への信頼性を回復することが必要だ。

（文責：調査研究部）

## 「09年秋期退職準備教育研修会」開催のお知らせ 10月15日(木)～16日(金)全労済本部会館にて開催します。

全労済協会では中小労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けたインストラクター養成を目的に、毎年春と秋の2回「退職準備教育研修会(退職研)」を開催しています。

●日 時 2009年10月15日(木)10時～16日(金)15時20分

●場 所 全労済本部会館12階会議室

渋谷区代々木2-12-10(JR新宿駅南口より徒歩5分)

●対象者 産別・単組・支部等の役員・担当者

インストラクター・コーディネーター希望者

### ●カリキュラム

#### 〈1日目〉(実習・交流を交えた研修)

- 「エンジョイライフを目指して」
- 「公的年金」「雇用保険(失業給付と受給手続き)」
- 事例報告「活動事例紹介」

#### 〈2日目〉(講義を主体とした研修)

- 「退職者と税金」
- 「退職後の生活経済」「定年後の医療保険」

### ●参加費 資料代 2,000円

### 〈お問い合わせ・お申し込み先〉

全労済協会 調査研究部 TEL 03-5333-5126

コレ

## 暮らしの中の社会保険・労働保険④ 国民年金(老齢基礎年金以外の保障)

国民年金第1号被保険者の保険料納付率が景気悪化を背景に前年度を更に割り込み、2008年度は62.1%（対前年度比1.8ポイント減）と過去最低を記録し、年金不信が続いている。

ところで、公的年金は老齢に対する給付だけでなく、障害、死亡などの場合にも給付が行われ、健全な国民生活の維持および向上、生活の安定に寄与することを目的としています。

そこで今回は、全国民共通の公的年金制度である国民年金の老齢給付以外の給付について説明します。

### Q1. 国民年金の老齢に関して行われる給付以外には、どのような給付があるのですか。

A1. 被保険者等が傷病により一定の障害を残した場合は本人に「障害基礎年金」が、被保険者等が死亡した場合は一定の遺族に「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」がそれぞれ支給され、いずれも非課税となります。  
なお、「寡婦年金」「死亡一時金」は第1号被保険者（自営業者等）の独自給付であり、第2号被保険者（被用者年金被保険者）や第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）が死亡した場合には支給されません。

### Q2. 障害基礎年金はどのようなときに、いくら受給できるのですか。

A2. 障害基礎年金を受給するためには、次の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 初診日に、国民年金の被保険者であること、または、被保険者であった60歳以上65歳未満の国内居住者であること。
- (2) 障害認定日に障害等級1級または2級であること。
- (3) 初診日の前日において保険料納付要件を満たしていること。

つまり、被保険者期間の中で、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が3分の2以上あることを要します。ただし、現在は、初診日に65歳未満で、初診日の前日において初診日の前々月までの1年間がすべて保険料納付済期間または保険料免除期間である場合は、要件を満たしていないこととされますので、相当の保険料未納期間があつても、これから1年間以上保険料を払い続ければ、以降は要件を満たすわけです。

次に、障害基礎年金の額は、所定の式で計算されますが、2009年度の障害基礎年金の額（年額）は物価スライド特例措置により、1級990,100円、2級792,100円となります。そして、生計を維持していた一定の子（後記A3、(4)参照）がある場合、子の加算額が加算されます。

また、障害等級については、労災保険の障害等級（1級～14級）や身体障害者福祉法等（障害者手帳）の障害等級（1級～7級）とは異なる基準が国民年金法施行令別表により定められています。部位により異なるものの、労災保険の概ね5級程度以上の障害が、障害基礎年金の2級以上に該当するケースが多いようです。

なお、障害認定日において障害等級に該当しない場合であっても、「事後重症」や「基準障害」による障害基礎年金の制度もあり、障害により生活の安定がそこなわれた場合の保障に目配りがされています。

### Q3. 遺族基礎年金はどのようなときに、いくら受給できるのですか。

A3. 遺族基礎年金は、次の2つの要件を満たすときに、その者の妻または子に支給されます。（妻と子がいるときは、原則として妻に支給されます。）

(1) 国民年金の被保険者や老齢基礎年金の受給権者等が死亡したとき。

(2) 死亡日の前日において障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていること。

また、妻または子は次の要件を満たす必要があります。

(3) 妻については、(1)の者により生計を維持され、かつ、(4)の子と同一生計であること。

(4) 子については、18歳の年度末までにあるかまたは障害等級1級2級に該当するときは20歳未満であり、かつ(1)の者により生計を維持される未婚の子であること。

次に、妻または子に支給する遺族基礎年金の額は、所定の式で計算され、妻の場合は、次の式で計算されます。

〈遺族基礎年金〉  $780,900\text{円} \times \text{改定率} + \text{子の加算額}$

〈子の加算額〉

• 子が2人まで :  $224,700\text{円} \times \text{改定率} \times \text{子の数}$

• 子が3人以上 :  $224,700\text{円} \times \text{改定率} \times 2$

$+ 74,900\text{円} \times \text{改定率} \times (\text{子の数}-2)$

なお、2009年度の「改定率」は1.006とされました。計算結果が一定額を下回るため、2009年度は物価スライド特例措置が適用されます。

例えば要件を満たす子が3人いる妻に支給される2009年度の遺族基礎年金の額（年額）は次のようになります。

$792,100\text{円} + 227,900\text{円} \times 2 + 75,900\text{円} \times (3-2) = 1,323,800\text{円}$

### Q4. 老齢基礎年金を受給する前に死亡した場合で、遺族基礎年金を受給できないときは掛け捨てになってしまうのですか。

A4. 保険料納付期間中に不幸にして死亡したが、遺族基礎年金の支給要件に該当する妻または子がない場合、保険料が掛け捨てにならないよう、また一定の遺族保障を行うことを目的に、「寡婦年金」または「死亡一時金」が支給される場合があります。

「寡婦年金」は、25年以上加入していた一定の夫が老齢基礎年金を受ける前に死亡した場合に、掛け捨て防止のために設けられ、死亡した夫の妻（婚姻関係が10年以上継続し、同一生計で年収850万円未満）に60歳から64歳までの間、夫の老齢基礎年金の額の4分の3相当額が支給されます。

また、「死亡一時金」は、第1号被保険者が死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できないときに、掛け捨て防止のために設けられ、保険料納付済月数と保険料一部免除月数の納付部分の月数の合計が36月以上等、一定の要件を満たしたときに、同一生計の一定の遺族に保険料納付済の月数等に応じて、12万円～32万円が一時金として支給されます。

なお、寡婦年金と死亡一時金を受けられる場合は、いずれかを選択受給することとなります。

（監修：CFP®認定者 西岡秀昌）



## 研究員の書棚から

# 『生涯現役社会のつくり方』(横石知二著 ソフトバンク新書)



読んで元気になる本である。それは著者である横石さんが元気だということと、この本にでてくる上勝町のおばあちゃんたちがとても元気であることによる。

横石さんは徳島県上勝町で、葉っぱビジネス「彩(いろどり)」を運営している。

上勝町は、四国の町の中では最も人口が少なく、しかも65歳以上が全人口の半数を占める典型的な過疎化、高齢化の町である。この小さな町が、いま全国的に注目をあびている。

かつての上勝町では、雨の日は男衆は朝から一升瓶をさげて、酒を飲んでは愚痴を言ってばかり。女性たちは、家事以外に自分の仕事を持っていないから、ひまにまかせては軒先に集まって、嫁や町の悪口を朝から晩までしゃべっている。また、当時は高齢者は医療費が無料だったこともあり、診療所がひまなお年寄りのサロンと化していた。

そのような住民やお年寄りを見るにつけ、ひまというのは良くないことだと横石さんは思う。

そこで話題も都会に出て行った息子の自慢話や、子どもを都会の大学にやって良い会社に就職させたいなど地域の外の話ばかり、それを聞いて横石さんは、なんて情けないないことを言うのかと腹が立ち、そこに暮らす一人ひとりが目標と生きがいを持つことの大切さを痛感する。

あるとき寿司屋で、同じ店にいた女子大生が料理のつまものに使われていた赤いもみじの葉っぱをみて喜んでいるのを偶然見かけ、パッとひらめく、それが「葉っぱ」事業へと

繋がっていく。

葉っぱ事業は経余曲折はあったものの、横石さんの献身的な努力とおばあちゃんたちのやる気によって、いまでは一人当たり約130万の収入があり、1000万以上を稼ぐおばあちゃんもいるほどになった。そして「年金」頼りの生活から、働き手へと変わったことが、おばあちゃんたちに好影響をあたえた。年金に頼らない生活は、同時に医療費の削減にもつながり、いまでは徳島県内市町村のなかで、老人医療費がもっとも低くなっている。

また、経済的なメリットだけではなく、出番、役割を得たお年寄り自身が元気になり、家族の仲が良くなり、UターンやIターンも増え、町全体に活気が出てくるなど好循環を生み出している。

そして横石さんは葉っぱ事業の経験から、もうひとつの福祉として高齢者が仕事をすることで元気になる「産業福祉」を提唱する。

医療や介護、援助のための福祉は必要としながらも「いたわる福祉だけでなく、元気なお年寄りをつくる福祉、お年寄りが未来を描ける福祉にかわっていってほしい」という。

「彩」事業という「産業福祉」により、自分の出番や居場所がある暮らしを得て、元気になったおばあちゃんたちは、パソコンを使いこなすまでになった。

本書は地域問題を考えるうえで多くの示唆をあたえてくれるとともに、高齢化社会のなかで、実践的立場から生涯現役社会のつくり方のヒントがたくさん詰まった一冊である。

なお、葉っぱビジネスの経緯について詳しくは、『そうだ、葉っぱを売ろう!』(ソフトバンククリエイティブ出版)を併読されることをお薦めする。

(赤とんぼ)

## 全労済協会からのお知らせ

### ▶全労済協会当面のスケジュール

日 時	内 容	主 な 議 題 な ど
9月14日(月)	第1回「地域社会研究会」開催	於：全労済協会会議室
	第120回・121回・122回理事会	・理事の選任 ・評議員の選任 ・四役の互選
	第27回評議員会	・各委員の委嘱 等
9月15日(火)	第10回「希望のもてる社会づくり研究会」開催	論点整理、討議など
10月15日(木)～16日(金)	2009年秋期退職準備教育研修会	於：全労済会館会議室(東京・代々木)

全労済協会だより vol.32 2009年9月

発行：全労済協会

(財)全国労働者福祉・共済振興協会  
発行人：鷲尾 悅也 編集責任者：村上 忠行

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階

☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyoukai.or.jp>